

町では、次のような医療費の助成を行っています

医療費助成を知っていますか？

■問い合わせ 保険医療課 内線153

助成を
受けるには
どうしたら...？

事前に保険医療課で「受給者証」の交付（即日交付、一部後日郵送）を受けて、医療機関の窓口で「受給者証」と加入している医療保険の「被保険者証」を提示することで窓口負担がなくなります。ただし、不妊治療費補助については、保険医療課の窓口へ申請することで自己負担分を助成します。

申請に必要なものについては制度により異なりますので、問い合わせください。



こんな制度があります。

■子ども医療費助成制度

中学校卒業まで（15歳に達する年度の3月31日まで）の子ども

■障害者医療費助成制度

- ・身体障害者手帳1～3級の方
- ・身体障害者手帳4級で腎臓機能障がいがある方
- ・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方
- ・療育手帳A判定、B判定の方（IQ50以下）
- ・医師の診断書により自閉症候群と診断された方

■母子家庭等医療費助成制度

- 一定所得以下の方で、次に該当する方
- ・母子（父子）家庭などで、18歳以下の児童を扶養している母（父）およびその児童
- ・父母がいない18歳以下の児童

■後期高齢者福祉医療費給付制度

- 後期高齢者医療制度に加入している方で、次の条件に該当する方
- ・障害者および母子家庭等医療費助成制度の資格条件に該当

する方

- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方

・「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」第29条の規定による措置入院患者の方

・独り暮らしで住民税非課税世帯の方（同一敷地内または隣地に親族がいる方、施設に入所している方は除く。）

・要介護4、5の認定を受けた方（3か月以上継続）で、住民税非課税世帯の方

・精神障害者保健福祉手帳3級の方で精神病床に入院する方（精神疾患での入院のみ使用可）

・自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）

■精神障害医療費助成制度

- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方（全疾患による入院・通院使用可）

・精神障害者保健福祉手帳3級の方（精神病床への入院のみ使用可）

きぼうへのすざろく

防災だより

このコーナーは東浦防災ネットが担当しています。

身近な物を使った応急手当

大きな災害が発生した場合、多くのケガ人が出る恐れがあり、そのうえ、消防署が機能しているか分かりません。突然のケガなどの対策として、状態を悪化させないようにする身近な物を使った応急手当を紹介します。

■出血がある場合

患部を水で洗った後、ハンカチやタオルを折りたたみ、傷口に当てます。この時、ウイルス感染を防ぐため、処置する側の方は袋などで手をくるみ、直接傷口や血液に触れないようにして処置を行いましょう。

■骨折・ねんどの場合

骨折やねんざは、患部を動かさないようにし、雑誌やダンボールをギブス代わりにして固定します。スーパーの袋の持ち手を縛り、横部分を裂いて首にかければ、三角巾さんかくきんの代わりになります。

スーパーの袋で作る三角巾

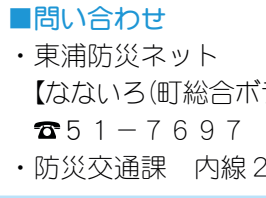
① 点線に沿って切る。



② 袋を横から見ると大きな輪ができる。



④ 袋の持ち手を首にかける。



③ 切ってできた輪に腕を入れる。



⑤ ネクタイなどを使って固定する。



■問い合わせ

- ・東浦防災ネット
【なないる(町総合ボランティアセンター)内】
☎ 51-7697
- ・防災交通課 内線 235

医療費の適正化にご協力ください！

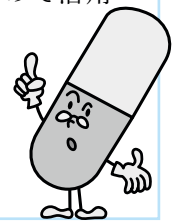
皆さんのくらしをまもる 国民健康保険③

ジェネリック医薬品を 活用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品と同じ有効成分を含み、なおかつ費用が先発医薬品より2~8割安くなります。ジェネリック医薬品希望シールを医療機関や薬局に提示すると相談に乗ってもらえます。ジェネリック医薬品希望シールは保険医療課で配布していますので活用してください。

●問い合わせ

保険医療課 内線 154



可)
・自立支援医療の申請に基づき、県から受給者証が交付された方(精神疾患での通院のみ使用可)
■自立支援医療費補助(更生医療)
障がい者でその障がい除去・軽減するため、指定の医療機関で対象となる医療を受ける方で、身体障害者手帳を保持し、自立支援医療(更生医療)を必要とする方
■自立支援医療費補助(育成医療)
18歳未満で身体に障がいがあり、治療により障がいの除去・軽減の見込みがある方

■未熟児養育医療
申請時に入院中で、指定医療機関の医師が入院・養育を必要と認められた未熟児
※「未熟児」とは身体の発達が未熟のまま出生した子どもであって、正常児が出生時に有する諸機能を有するまでの子ども
■不妊治療費補助制度
妊娠を希望する夫婦に対する、不妊検査、一般不妊治療(健康保険適用分に限る。)および人工授精をする方